



いろはにホへ都市計画（都市計画ミニ知識）

今回号のお題

～都市計画の住民提案制度～



全国のまちづくりに関するNPOは、平成12年3月の549団体から1年後には倍以上の1273団体に増えており、また、地区計画が定められた地区についても近年大幅に増加しています。このことからわかるように、住民の方々のまちづくりへの関心は強くなってきています。

こうした動きを受けて、平成14年7月12日に公布された「建築基準法等の一部を改正する法律」のなかでは、住民の自主的なまちづくりなどを進めやすくするため、土地所有者や、まちづくり協議会、まちづくりNPOなどが一定規模以上のまとまった土地の区域について、土地所有者の2/3以上の同意を得て都市計画の提案が出来ることとしています。

このような都市計画の提案があった場合、都道府県や市町村はその提案に基づいて都市計画の決定、または変更をする必要があるか速やかに判断し、必要が無いと判断した場合はその理由などを提案した方に通知することになります。

「建築基準法等の一部を改正する法律」は一部の規定を除いて平成15年1月1日から施行になります。

…編集後記…

本誌もおかげさまで、第7号を発行することが出来ました。毎回、テーマの設定、題材探し、情報収集から、原稿作成に至るまで、なにせ素人なものですから“四苦八苦”しています。（読者の皆さま、是非、こんなところがいいよ、こんなの取り上げてなどの情報や感想をお寄せ下さいませ。）

今回のテーマは「みんなで進めるまちづくり」でした。簡単なようでいて、実行するには大変なことではないでしょうか。地元でまちづくり活動に日々携われておられる方も、理想と現実が思うように進まず、“四苦八苦”されているかもしれません。

「まちづくりシンポジウム」の塩原氏の講演を聞いて、一番心に残ったのは、「まちを良くするのも悪くするのも、そのまちに関わるすべての人の責任」という厳しいメッセージでした。それも裏返せば「まちを良くしたい」という強い思いと実行力があれば、時間はかかっても必ずや温かな賑わいのあるまちが甦るということではないでしょうか。

さて、“四苦八苦”ですが、ジョーク好きのわれらが編集長Tによると、4(し)×9(く)=36と8(はっ)×9(く)=72で合計すると108になります。108といえば煩惱の数。面白い偶然ですね。人間、煩惱が多いから四苦八苦するということなのでしょう。

私の煩惱は108では足りませんが、除夜の鐘で払いたいものです。

みなさんもどうぞよいお年をお迎えください。 (Y)

「四苦八苦 送る煩惱 浄夜乃鐘」 (T)



茨城県都市計画協会

< 事務局 >

茨城県土木部都市局
都市計画課

水戸市笠原町 978 - 6

電話 029(301) 4583

Fax 029(301) 4599

Email toshikei-kikaku@pref.ibaraki.jp